

意匠権の強化

1. 権利期間の延長

(1) 現状の分析及び問題点

ブランド戦略の一貫として創作性・独自性の高い意匠が創作され、ロングライフの製品が増加している。

また、すでに販売期間が終了しているような過去のデザインがリバイバルブームによって商品化される事例が増加している。

(2) 現行法における意匠権の存続期間

現行の意匠法における意匠権の存続期間は、設定の登録の日より 15 年である（意匠法第 21 条）。旧法では設定の登録の日から 10 年であったが、昭和 34 年の現行法制定時に 15 年に延長し保護を強化した。

(3) 特許法における特許権の存続期間

TRIPS 協定第 33 条には、「保護期間は、出願日から計算して 20 年の期間が経過する前に終了してはならない」旨規定されている。

これに対し、旧第 67 条第 1 項には、特許権の存続期間は「出願公告の日から 15 年をもって終了する。ただし、特許出願の日から 20 年をこえることができない」旨規定されており、特許出願の日から 5 年以内に出願公告された場合には、特許出願の日から 20 年を経過する前に存続期間が終了してしまい、TRIPS 協定第 33 条の条件を満たさない場合が生じていた。

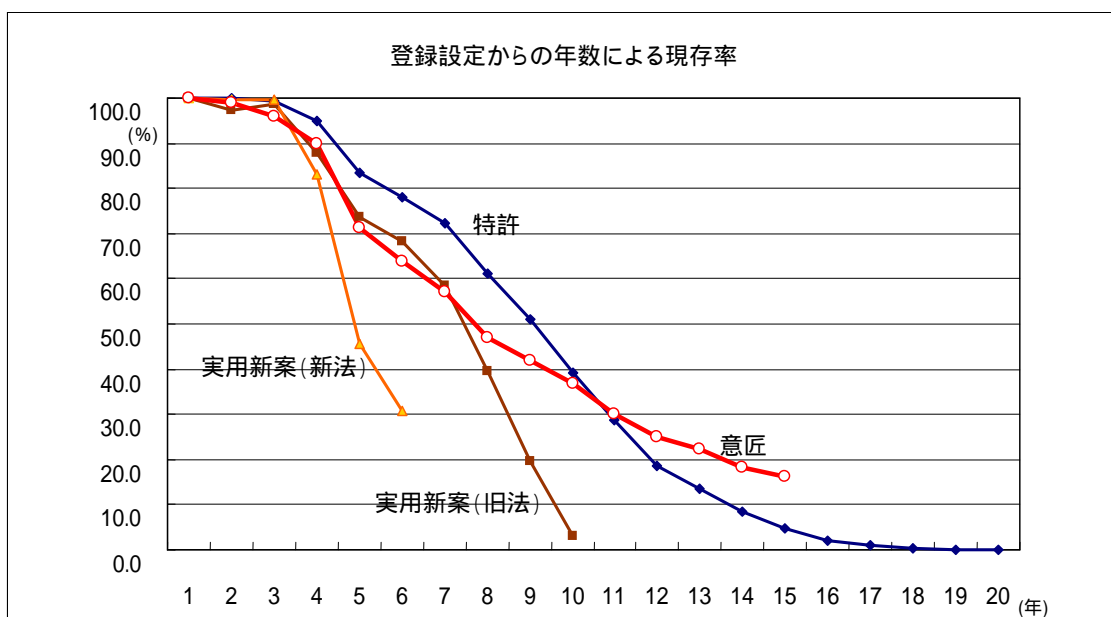
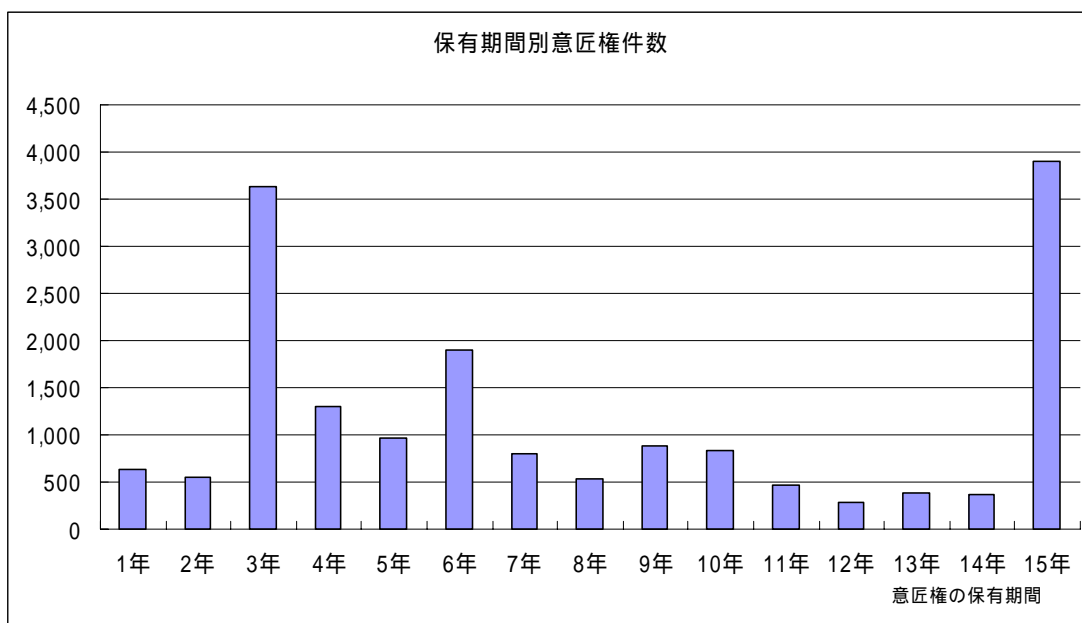
このため、TRIPS 協定第 33 条の規定に従い、第 1 項を「特許権の存続期間は、特許出願の日から 20 年をもって終了する」と平成 6 年に改正した。

なお、本条は、特許権の存続期間の満了日を規定したものであり、特許権が発生するのは第 66 条第 1 項の設定の登録があったときである。

(参考)

欧州共同体登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
英国登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
ドイツ	出願日より 25 年間
フランス	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
米国	登録より 14 年
中国	出願日より 10 年
韓国	登録より 15 年間
TRIPS 協定	保護期間は少なくとも 10 年

(表) 平成 15 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間に、権利が消滅した案件（無効審決によるものを除く）の保有期間



平成 15 年 12 月 31 日時点における、権利の生存件数 / 登録件数

2. 刑事罰の強化

(1) 現状の分析と問題点

各知的財産法における刑事罰

平成 17 年通常国会に提出された、不正競争防止法改正案においては、同法第 2 条第 1 項第 3 号に該当する形態模倣行為が刑事罰の対象となり、違反した場合には 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金又はその併科が科されることとなっている。

また、特許法、商標法、著作権法においては、既に特許権侵害罪、商標権侵害罪、著作権の侵害罪に 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金が科されており、著作権法では罰則の併科も導入されている。

(2) 現行法における刑事罰

現行の意匠法における刑事上の措置としては、侵害罪（第 69 条）、詐欺行為罪（第 70 条）、虚偽表示罪（第 71 条）、偽証罪（第 72 条）、秘密漏洩罪（第 73 条）、秘密保持命令違反罪（第 73 条の 2）が規定されており、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、侵害罪、詐欺行為罪、虚偽表示罪、秘密保持命令違反罪に係る行為をしたときは、行為者を罰するだけでなく、その法人に対して、秘密保持命令違反罪については 1 億 5000 万円以下の罰金、侵害罪については 1 億円以下の罰金、また、詐欺行為罪又は虚偽表示罪については 3000 万円以下の罰金が科せられることとなっている。

意匠権侵害については、意匠権を侵害した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられる。これまでの改正の状況は、平成 5 年の一部改正（平成 5 年法律 26 号改正）において、物価水準の上昇等の経済的状況変化に鑑み、30 万円以下から 300 万円以下に改正され、平成 10 年の一部改正（平成 10 年法律 51 号改正）において、私益であっても、研究開発費が増大している中、侵害によって権利者が被る被害は甚大になっていること、出願人の割合は法人が主になっており、人格権の保護という色彩は薄まっていること、刑事訴訟法（第 235 条）上の告訴期間の制約の問題等から、親告罪から非親告罪に改正された。

(3) 各刑事罰の内容

侵害の罪（第 69 条）

（平成 5 年法律 26 号改正）（平成 7 年法律 91 号改正）（平成 10 年法律 51 号改正）

意匠権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられる。

平成 5 年の一部改正において、物価水準の上昇等の経済的状況変化に鑑み、30 万円以下から 300 万円以下に改正された。

平成 10 年の一部改正において、私益であっても、研究開発費が増大している中、侵害によって権利者が被る被害は甚大になっていること、出願人の割合は法人が主になっており、人格権の保護という色彩は薄まっていること、刑事訴訟法（235 条）上の告訴期間の制約の問題等から、親告罪から非親告罪となった。

詐欺の行為の罪（第 70 条）

（平成 5 年法律 26 号改正）

詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる。

審査官を欺く等して意匠登録を受ける場合等、国家の権威や機能が害されると国家的な法益を侵害するものとなるため、非親告罪とされる。

平成 5 年の一部改正において、10 万円以下から 100 万円以下に改正された。

虚偽表示の罪（第 71 条）

（平成 5 年法律 26 号改正）

意匠法第 65 条で禁止されている虚偽表示をおこなった場合の刑罰である。

登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であって、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい行為をした場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

平成 5 年の一部改正において、10 万円以下から 100 万円以下に改正された。非親告罪。

偽証等の罪（第 72 条）

（平成 11 年法律 41 号改正）

宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処される。

虚偽の陳述とは証人の記憶に反する陳述であり、内容が客観的眞実に合致しているかどうかは問わない。虚偽の鑑定とは鑑定人の所信に反する意見ないしは判断の陳述であり、眞実との一致不一致が問題にならないのは偽証の場合と同様である。

平成 11 年の一部改正において、判定制度について必要な手続規定の整備を行ったが、判定については、その結論に法的拘束力はないものの、当事者の紛争解決のための公的見解の表明であり、その判断作用は適正を期する必要があるため、とくに証拠調べに関する規定の整備に伴い、判定の審理手続において証人等が偽証した場合も刑の減輕又は免除の対象として追加した。

秘密を漏らした罪（第 73 条）

（平成 5 年法律 26 号改正）

特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処される。

本条は、秘密を漏らした罪について規定したものである。国家公務員が職務上知ることができた秘密を漏らしたときは、国家公務員法第 100 条違反になり、同法第 109 条によって 1 年以下の懲役または 3 万円以下の罰金に処せられる。特許庁職員も国家公務員であるから同法の規定の適用を受けるわけであるが、ただ同法には発明の盗用を罰すべき旨の規定がない。また、特殊の事務に従事する者が職務上知得した秘密を漏らした場合には、国家公務員法よりも重い刑罰を科することとしている立法例も少なくない。こうしたことを考慮して本条の罰金刑は 50 万円以下（平成 5 年の一部改正において 5 万円以下から改正）とし国家公務員法とは別に規定を置くこととしたのである。

秘密保持命令違反の罪（第 73 条の 2）

（平成 16 年 6 月法律 120 号改正）（平成 17 年 6 月 29 日法律 75 号）

秘密保持命令に違反した者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する。親告罪。

両罰規定と法人重課（第 74 条）

（平成 10 年法律 51 号改正）（平成 16 年法律 120 号改正）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、侵害の罪、詐欺の行為の罪、虚偽表示の罪、秘密保持命令違反の罪に係る行為をしたときは、行為者を罰するだけでなく、その法人に対して、侵害の罪については一億円以下の罰金、詐欺の行為の罪又は虚偽表示の罪については三千万円以下の罰金刑が科せられる。

産業財産権四法の罰則規定の比較

罰則の対象	特許法				実用新案法			
	条	懲役刑	罰金刑		条	懲役刑	罰金刑	
			自然人	法人			自然人	法人
侵害	196	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下	56	3年以下	300万円以下	1億円以下
詐欺の行為	197	3年以下	300万円以下	1億円以下	57	1年以下	100万円以下	3000万円以下
虚偽表示	198	3年以下	300万円以下	1億円以下	58	1年以下	100万円以下	3000万円以下
偽証等	199	3月以上 10年以下	なし	なし	59	3月以上 10年以下	なし	なし
秘密を漏らすこと	200	1年以下	50万円以下	50万円以下	60	1年以下	50万円以下	50万円以下
秘密保持命令違反 (併科)	200の2	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下	60の2	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下

罰則の対象	意匠法				商標法			
	条	懲役刑	罰金刑		条	懲役刑	罰金刑	
			自然人	法人			自然人	法人
侵害	69	3年以下	300万円以下	1億円以下	78	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下
詐欺の行為	70	1年以下	100万円以下	3000万円以下	79	3年以下	300万円以下	1億円以下
虚偽表示	71	1年以下	100万円以下	3000万円以下	80	3年以下	300万円以下	1億円以下
偽証等	72	3月以上 10年以下	なし	なし	81	3月以上 10年以下	なし	なし
秘密を漏らすこと	73	1年以下	50万円以下	50万円以下	なし	なし	なし	なし
秘密保持命令違反 (併科)	73の2	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下	81の2	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下

著作権法における罰則規定
(平成 17 年 6 月 29 日法律第 75 号改正)

条	罰則の対象	懲役刑	罰金	
			自然人	法人
119	著作権・著作隣接権・出版権侵害	5 年以下	500 万円以下	1 億 5000 万円以下
	著作者人格権・実演家人格権侵害	5 年以下	500 万円以下	500 万円以下
	自動複製機器を著作権等の侵害となる複製に営利目的で使用されること	5 年以下	500 万円以下	500 万円以下
120	著作者又は実演家が存しなくなった後における人格権侵害	-	500 万円以下	500 万円以下
120-2	技術的保護手段の回避を目的とする装置・プログラムの譲渡・貸与・製造・輸入・所持・公衆の使用に供すること、公衆送信・送信可能化	3 年以下	300 万円以下	300 万円以下
	業として公衆からの求めに応じて行う技術的保護手段回避	3 年以下	300 万円以下	300 万円以下
	営利目的による権利管理情報の改変等によるみなし著作権・著作隣接権・著作者人格権・実演家人格権侵害	3 年以下	300 万円以下	300 万円以下
121	著作者でない者の実名又は周知の変名を著作者名として表示した著作物の複製物の頒布	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下
121-2	商業用レコードの複製及び複製物の頒布若しくは頒布目的所持	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下
122	出所明示義務	-	50 万円以下	50 万円以下
122-2	秘密保持命令違反	5 年以下	500 万円以下	1 億 5000 万円以下

不正競争防止法における罰則規定
(平成17年6月29日法律第75号改正)

号	罰則の対象	懲役刑	罰金刑	
			自然人	法人
1	不正の目的をもって行う混同惹起行為 (第2条第1項第1号)又は品質等誤認 惹起行為(第2条第1項第15号)	5年以下	500万円以下	3億円以下
2	他人の著名な商品等表示に係る信用若 しくは名声を利用して不正の利益を得 る目的で、又は当該信用若しくは名声を 害する目的で第2条第1項第2号に掲げ る行為	5年以下	500万円以下	3億円以下
3	商品又は役務の品質、内容等について誤 認されるような虚偽の表示をする行為	5年以下	500万円以下	3億円以下
4	不正に取得した営業秘密を不正の競争 の目的で使用又は開示する行為	5年以下	500万円以下	1億5000万円 以下
5	第5号の準備行為として不正の競争の目 的で使用又は開示するために営業秘密 を不正に取得する行為のうち、営業秘密 が記録された媒体などの原本を取得す る行為又はその複製を作成する行為	5年以下	500万円以下	1億5000万円 以下
6	営業秘密を保有者から示された者が不 正の競争の目的で営業秘密が記録され た媒体等の原本を不正の行為によって 領得し、又はその複製を作成して、使用 又は開示する行為	5年以下	500万円以下	500万円以下

7	営業秘密を保有者から示されたその役員又は授業者が不正の競争の目的で、その営業秘密の管理の任務に背いて、使用、又は開示する行為	5年以下	500万円以下	500万円以下
8	営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者	5年以下	500万円以下	500万円以下
9	不正競争の目的で、第4号から第6号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下
10	秘密保持命令違反	5年以下	500万円以下	1億5000万円以下
11	外国の国旗などの商業上の使用、国際機関の標章の商業上の使用、外国公務員等に対する不正の利益の供与	5年以下	500万円以下	3億円以下
2項	不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号に掲げる不正競争	3年以下	300万円以下	1億円以下